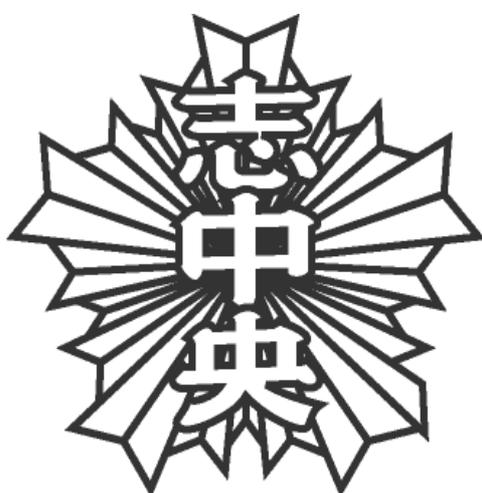


令和4年度

志免町立志免中央小学校 PTA

定期総会



日 時：令和4年5月21日（土）

会 場：コロナ対策のため WEB 審議

次 第

一、開会の言葉

一、資格審査報告

一、会長挨拶

一、来賓紹介

一、議長選出

一、議案審議

(一) 第1号議案 令和3年度事業報告

(二) 第2号議案 令和3年度決算報告並びに会計監査報告

(三) 第3号議案 新役員の承認 並びに新役員挨拶

(四) 第4号議案 関係諸法規の改正 (PTA 会計規則 ※改正箇所を赤字で明示)

(五) 第5号議案 令和4年度 P T A 運営方針

(六) 第6号議案 令和4年度 事業計画案

(七) 第7号議案 令和4年度 予算計画案

一、旧役員退任挨拶

一、学校長挨拶

一、閉会の言葉



令和3年度 年間活動報告

	県・区・町P関係	役員会	総務部	地域	子ども	各種プロジェクト
4月	中止 【区P】新旧役員会 中止 【県P】会長副会長研修	9 第1回 役員会	入学式出席(会長のみ) 中止 中央っ子を守る会 Web 定期総会	随時 旗当番 バトロールの管理	中止 定期総会 受付	中旬 各種年間募集
5月	中止 【区P】総会 中止 【町P】新旧常任	中止 役員会 延期 兼 運動会実行委員会	延期 運動会前日準備 延期 運動会協力	第1回会議 延期 前日準備 延期 運動会協力	第1回会議	中止 【おやじ】決起集会 延期 【おやじ・1Day】運動会協力 中止 【会員】環境V 土作り
6月	中止 【町P】総会・拡大常任委員会 中止 【県P】総会 中止 【町P】第1回常任				学級懇談会	中止 【会員】環境V 前期花植え 中止 【未来PJ】第1回会議 中止 【おやじ】中庭 池掃除
7月	Web 【区P】指導者研修会 【県P】人権教育研修 16 【町P】副会長会	28 第2回 役員会	13 中央っ子を守る会			中止 【未来PJ】第2回会議
8月	中止 【区P】単P 会長会				第2回会議	中止 【未来PJ】第3回会議
9月	中止 【町P】第2回常任 中止 【町P】教育講演会 中止 【町P】親睦球技大会			自転車講習会 (家庭教育ミニ講座)	学級懇談会 給食試食会開催	中止 【未来PJ】事前リハ 中止 【未来PJ】第4回会議 中止 【おやじ】親睦球技大会
10月	Web 【九P】九州ブロック研修大会			中止 招待給食出席	1 修学旅行事前説明会 6年サポーターのみ	中止 【おやじ】招待給食出席 25 【会員】環境V 土作り
11月	8 【町P】会長会		中止 わくわく発表会協力 13 中央っ子を守る会		12 餅つき前日準備 13 もちつき手伝い	12 【会員】環境V 花植え 12 餅つき前日準備 13 餅つき大会(6年生)
12月			3 コミュニティ・スクール熟議	第3回会議	3 CSについての会議	
1月	Web 【県P】福岡ブロック研修会		中止 中央っ子を守る会	WEB 新入生保護者説明会 通学路問合せ対応		
2月	中止 【町P】会長会		中止 中央っ子を守る会	地域別 次年度地域S決め 各地域	WEB 茶話会・謝恩会代替案企画	
3月		18 第3回 役員会	卒業式出席(会長のみ) PTA会計監査	8 地域サポーター会議 ・新入学児童表仕分け	終了日 進級・卒業祝い配付	

令和3年度 活動報告（総務部）

部	活動名称		活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申送事項	
総務部	対内（単位PTA）関係	① 諸会議運営	定期総会	R2事業・決算報告 R3事業予算計画等の 議案審議	5月WEB	185	新型コロナ拡大防止の為 WEB総会にて表決	
			役員会	審議、承認事項の協議	年3回	9名	意思決定型の会議で短時間かつ内容の詰まった会議を行えた	
			運動会準備会議	運動会運営のサポート準備		中止	新型コロナのため中止	
		② 組織内調整・管理	三部調整	子ども、地域サポート部連絡調整	適時	子ども17地域17	WEB場での連絡の取り合いとなったが特に問題なく連携を行えた。	
			PTAサークル活動把握	おやじの会	適時	20～30名	学校サポート（中庭池掃除）を通じ保護者同士の交流を行うことができた。	
				読書サークル ぐるんぱ	適時	-	新型コロナのため自粛	
			予算管理・執行	PTA予算の現金出納物品購入等	適時	1名	PTA専属事務員雇用により予算執行。役員の負担軽減・物品購入の窓口が明確になった。	
		③ 広報業務	HPゆずりは運営	PTA専用ホームページを運営	適時	2名	ブログ形式にて活動報告を行い、欲しい情報が探しやすくHP更新を随時行った。	
			会員向けメールシステム運営	組織と会員の双方向情報ツールの運営	適時	2名	紙・電子を併用することで活動報告や募集を即時に広く行うことができた	ゆずりはメール会員登録の促進法検討が必要
			ボランティア等 募集関係	各種ボランティアの募集連絡調整	適時	3名	花植えボランティアのみ昨年からのメンバーに加えゆずりはメールにて参加者を募集	紙ベースとWEBベースの上手な使い分けの検討
		④ 学校事業サポート	新一年生保護者説明会	PTA活動について説明	—	WEB	パワーポイントにてPR動画作成	
			運動会	校内外警備、運営補助		中止		
			わくわく発表会	会場への入退場時の保護者誘導		中止		
			中央っ子守る会	会長、副会長出席		中止	委員として学校経営と取り組みについての評価を行う 次年度から始まるコミュニティ・スクールの準備	
			学校評議委員会	会長、副会長出席	年3回	各2名		

令和3年度 活動報告（総務部）

部	活動名称	活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申送事項		
	⑤ 志免町関係	志免町同和問題啓発講演会	委員として参加	—	中止	新型コロナのため中止		
		志免町青少年健全育成講演会	委員として出席	—	中止			
		人権を尊重する町民の集い	委員として参加	—	中止			
	⑥ 福岡県PTA関係	会長副会長研修	組織の構成員として出席	—	中止			
		定期総会	校長出席？	—	中止			
		役員人権研修会	組織の構成員として協力	—	中止			
		九州ブロックPTA研修大会	組織の構成員として協力	R4.1.8	WEB		志免町PTAはオンライン	
	⑦ 粕屋区PTA関係	定期総会	会長，校長出席 常任委員出席	—	中止			
		常任委員会	委員として参加	—	中止		行事や予算執行について協議	
	⑧ 志免町PTA関係	総会+ 拡大常任委員会	組織の構成員として総会 親睦会へ出席	—	WEB		WEB総会のため表決連絡	総会決議はwebによる表決 研修や講演会は中止となったが、会長連絡会などで単Pの課題について情報交換を行い研鑽に努めた。 今後も、単Pへの還元を常に念頭において、各校との良好な関係性を継続したい。 単Pそれぞれの活性化が町P全体の活性化につながるを考え、今後も情報交換を行い連携を深めながら、PTA活動の本来の意義を忘れることなく、運営するものとする。
		常任委員会	組織の構成員として出席	—	中止			
		新旧常任委員会	組織の構成員として出席	—	中止		—	
		九州ブロックPTA研修大会	九州各県都市で開催される研修大会（H31年度福岡）	—	中止		新型コロナのため中止	
		教育講演会	組織の構成員として出席	—	中止		新型コロナのため中止	
		親睦ミニバレー大会	町内6学校PTA関係者の親睦を深めるレクリエーション	—	中止		新型コロナのため中止	
会長連絡会		町内6校PTA会長との情報交換	—	中止	町内6校PTA会長と意見を交換することができた			
意見交換会		志免中学校区内3校意見交換会	—	中止	今後の運営方針、活動内容等、3校役員にて意見交換を行った。			

令和3年度 活動報告 (PJ・サークル)

部	活動名称	活動名称	時期	参加人数	活動内容
各 プ ロ ジ ョ ウ ト 活 動	中央っ子未来PJ	① 運営会議	—	—	新型コロナの為 募集・活動なし
		② 事前リハーサル			
		③ 説明会開催			
		④ 防災宿泊訓練			
		⑤ 反省会			
	会員交流PJ	① PTAカフェ	—	—	新型コロナの為 自粛
		② 【前期】 環境ボランティア	—	—	新型コロナの為 自粛
		③ 【後期】 環境ボランティア	10月25日	9名	後期 土作り
	11月12日		7名	後期 花植え	
	チャレンジPJ	① 運営会議	—	—	新型コロナの為 募集・活動なし
			—	—	
			—	—	
		② 説明会開催	—	—	
		③ チャレンジ体験	—	—	
	④ 反省会	—	—		
サ ク ル 活 動	おやじの会	① 新規メンバー募集	通年	—	チラシ・Webにて実施
		② 決起集会	—	—	新型コロナの為 自粛
		③ 運動会協力	—	—	前日準備→不要
			11/25	8名	運動会終了後のゲート等片付け
		④ 中庭池掃除	—	—	新型コロナの為 自粛
		⑤ 参加協力	—	—	町PTAバレーボール大会→中止
		⑥ 【主催行事】 餅つき大会	11/12	7名	前日準備
			11/13	29名	6年生の授業として実施
	⑦ 年間反省会	—	—	新型コロナの為 自粛	
	ぐるんぱ	① 運営会議	—	—	新型コロナの為 活動自粛
② 読み聞かせ会		—	—		
③ 研修会		—	—		

令和3年度 活動報告（地域サポート部）

部	活動名称	活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申し送り事項
地域サポート部	① 諸会会議運営	① 年間の流れ・予算渡し	—		コロナのため開催中止	WEBにて流れの説明事務費の必要な地域はPTA事務より各自受け渡し
		② 新入生説明会の準備	—		WEBにて入学説明会の為参加なし	各地域ごとに地図があれば次年度の地域集会でも使用できるのでは。
		③ 決算、児童表確認 新旧顔合わせ	3月8日		各地域の精算と児童表の仕分けを行う。新型コロナ対策のため最低限人数での会議とし、新旧顔合わせは見送り。	2月末新入生児童表提出期限なので3月初旬に顔合わせを兼ねた新旧サポーター会議開催が今後開催できれば行いたい。
	② 登校指導 巡回パトロール	【登校指導】地域の危険箇所立ち、児童の安全見守りや指導を行う。 【巡回パトロール】放課後、異常がないか地域の気になる箇所を巡回する。	年間	全世帯対象	登下校時に大きな事件・事故もなかった事から一定の成果はあった。 各地域の旗当番・パトロールの実情を調査。	旗当番・巡回パトロールは各地域で運用が違う。実施時間に都合が付かない世帯も多いのかパトロールを中止している地域もあった。各地域の実施状況把握を行ったので、各地域への共有・改善案を協議したい。
	③ 地域集会	家庭と地域で子ども達を守り通学路での事故・事件を未然に防止するため危険と思われる箇所の情報を共有し、交流を図る。	—	—	新型コロナのため 開催中止	地域集会が開催されないことで、地域の実情を学校・地域・PTA共有できていない状態が続いている。 通学路の危険確認を含め、通学路改善要求を地域サポーターまたはホームページの問い合わせを使って保護者からの意見を吸い上げる必要があると感じる。
	④ 主催講座	—	—	—	—	—
	⑤ 子ども110番の家 (訪問・連絡調整)	110番の家への継続のお願い挨拶回り・とプレートの確認。新規登録のお願い。	4～6月	—	子ども110番の家継続と新規登録のお願いをした。	年度末の会議時に継続依頼の手続き・流れの説明を行った。各地域での実施状況を4～5月に確認できればしたい。
⑥ 春の通学路ウォークラリー	新1年生と保護者が通学路・危険箇所・110番の家を確認しながら登下校する	—	—	新型コロナのため開催中止	11～12月中には日程調整と会場予約、1月案内作成～募集が必要 R4年度末は頃のな状況を見ながら開催できれば予感する。	
⑦ 学校事業サポート	運動会テント設営/撤去	—	—	—	新型コロナのため開催中止	学年運動会のため地域テントの設営の必要はなかったが、再開した時に向けて流れ・情報の共有は常に必要。
	新1年生保護者説明会 (通学路の確認)	1月26日	地域サポーター	WEBにて入学説明会 通学路不明点の問合せ対応		

令和3年度 活動報告（子どもサポート部）

部	活動名称	活動の内容	時期	参加人数	活動の成果	反省点・申し送り事項
子どもサポート部	① 諸会議運営	①顔合わせ 年間活動確認	—	—	新型コロナのため SNSでのやり取り を行なった。	—
		②懇談会 給食試食会 わくわく打合せ	—	—		
		③ミニ講座 茶話会打合せ	—	—		
		④年間振り返り 次年度に向けて 清算	—	—		
	② 学級集会	学級懇談会の開催	—	—	新型コロナのため 開催自粛	
	③ 主催講座	—	—	—	—	—
④ 給食試食会	1年生保護者対象 給食参観 試食会開催	—	—	新型コロナのため 開催自粛	—	
⑤ 学校事業 サポート	運動会サポート	—	—			
	わくわく発表会 保護者誘導 サポート	—	—			
⑥ その他	茶話会・謝恩会	—	—	感染症対策で飲食が できないため、 代替案を協議し、 記念品として配布する ことができた。	—	

令和3年度 志免中央小学校PTA 決算報告書

<一般会計>

収入の部

令和4年3月 単位:円

費 目	令和3年度 決算額	令和3年度 予算額	増 減	
繰越金	2,437,973	2,437,973	0	
会 費	2,439,900	2,475,000	(35,100)	300円×11ヶ月×(世帯数+教員数)
補助金・その他	112,768	50,000	62,768	区制度運営費・受取利息
合 計	4,990,641	4,962,973	27,668	

支出の部

費 目	令和3年度 決算額	令和3年度 予算額	増 減	備 考
会議費	8,284	200,000	(191,716)	各部 会議費: 4,284円 会計監査執行費: 4,000円
事務費				
消耗品費	6,423	60,000	(53,577)	事務用品全般
印刷費	125,264	250,000	(124,736)	印刷機リース・保守点検・インク PCインク・コピー用紙
通信費	68,038	60,000	8,038	HPLレンタル料・PTA電話契約料・ウイルス対策 携帯会社乗り換えのため事務手数料発生
委託料	0	100,000	(100,000)	運動会警備等外部委託料 運動会学年開催
事務員 委託料	129,825	300,000	(170,175)	学校稼働日: 基本週1~2回 4時間勤務
報償費 (手当)	82,500	190,000	(107,500)	(総務活動減の為減額) 会長:12,500円×1名 / 総務部長:7,500円×1名 副会長:7,500円×2名 / VM:5,000円×3名 子どもサポーター手当 500円×18名(活動減の為減額) 地域サポーター手当 1,500円×16名
慶弔・渉外費	10,800	50,000	(39,200)	香典、弔電、見舞金、外部団体等との連絡調整
分担金				
傷害保険	99,680	120,000	(20,320)	傷害保険料(160円×(世帯数-減免))
負担金	114,308	300,000	(185,692)	地区P負担金 県P新聞代
児童奨励費	164,516	190,000	(25,484)	卒業記念品 : 卒業証書入:164,516円
児童保健費	169,366	200,000	(30,634)	大容量クレペリン・クレペリンスプレー・マスク 体温計(各クラス用)等
調査研究費	0	100,000	(100,000)	九州PTA大会参加費 各種PTA研修会参加費 コロナのためWEB開催のみ
活動費				
子ども サポート部	158,312	240,000	(81,688)	(コロナ特別支出) 茶話会・謝恩会の代替え案として記念品購入 6年シャーペン・1~5年名札・転出者記念品
地域 サポート部	10,447	195,000	(184,553)	事務費・地域活動費
PJ経費	11,063	300,000	(288,937)	会員交流PJ花苗購入等
サークル 活動費	34,305	300,000	(265,695)	おやじの会餅つき大会
周年事業積立金	74,100	75,000	(900)	100円×741世帯 周年積立金口座へ振替
予備費	568,890	1,732,973	(1,164,083)	全児童ノートパソコン保護ケース購入@630円×903名
合 計	1,836,121	4,962,973	(3,126,852)	

収入総額:4,990,641円 支出総額:1,836,121円 差引残高:3,154,520円

<特別会計>

収入の部

令和4年3月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
定期	繰越金	2,011,692	
	預金利息	276	
合計		2,011,968	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	

<周年行事積立金会計>

収入の部

令和4年3月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
普通	繰越金	607,654	
	預金利息	5	
	周年積立金	74,100	100円×741世帯 一般会計より
合計		681,759	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	

上記のとおり報告いたします。尚、残高は次年度に繰り越します。

2022年3月23日

会計 羽 藤 雅 子



会計 鬼 塚 ゆ う



令和3年度 志免中央小学校PTA 会計監査報告

令和3年度会計報告書類について監査の結果、各種帳簿及び証憑書類の記録等は
正確でかつ適正であると認めたことを報告いたします。

令和4年3月24日

監査委員

稲永 香織



監査委員

植村 恵



志免中央小学校PTA役員等選出規定

(目的)

第1条 この規定は、志免中央小学校PTA会則第11条第2項の規定に基づき、公正かつ客観的に役員等の候補者を選考するために定めるものである。

(方法)

第2条 総務部は、次の役員等の候補者を会員の中から選考し、総会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務部長 1名
- (4) ボランティアマネージャー 2名
- (5) 広報担当 2名
- (6) 書記担当 1名
- (7) 会計担当 1名
- (8) 会計監査 2名

- 2 総務部は、選考基準並びに前項に定める役職毎の募集人数を明確にして、全ての会員世帯に対して立候補者を募集するもの。ただし、会長は現役員（副会長、総務部長、ボランティアマネージャー）の中から募集するもの。
- 3 総務部は、前項における応募者数が募集人数を満たさない場合において、予め一定の期間を設けて、全ての会員世帯に対して、被推薦人の承諾を前提とした候補者の推薦を求めることができる。ただし、会長は現役員（副会長、総務部長、ボランティアマネージャー）の中から候補者の推薦を求めることができる。
- 4 総務部は第2項及び第3項において、応募者数が募集人数を上回った場合は、予め定めた基準に基づき選考しなければならない。

(選考の優先基準)

第3条 前条第4項に定めた基準は次のとおりとし、第1号から順に基準に適合した応募者を優先的に選考するもの。

- (1) 長子の在学年数が最も多い応募者
 - (2) 男性である応募者（男性のPTA活動への積極的な参加を促す事を目的とする）
 - (3) 過去に役員及び委員経験が無い応募者
- 2 前項各号に定めた基準によっても選考できない場合は、会長及び校長の協議により選考するもの。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、一部を改正し、平成31年4月27日から施行する。

令和4年度 役員名簿

総務部	
役職	氏名
会長	鐘ヶ江 琢磨
総務部長	足立 尚也
副会長	鬼塚 ゆう
	木村 頌
ボランティア マネージャー	前田 浩幸
	森 愛里
広報担当	岡本 美沙子
書記（学）	安部 宏樹
会計（学）	福地 佳江

会計監査	
氏名	
山崎 めぐみ	
坂本 絵理奈	

志免中央小学校PTA会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、志免中央小学校PTA（以下「PTA」という。）と称し、事務局を志免中央小学校（以下「学校」という。）に置く。

(目的)

第2条 PTAは、学校、家庭、地域と連携して、学校に在籍する児童（以下「児童」という。）の健全な成長と児童福祉の充実に務め、児童の保護者（以下「保護者」という。）と学校に常勤する教職員（以下「教職員」という。）相互の生涯教育のための諸活動を推進することを目的に設置され、児童を取り巻く教育環境の向上に寄与する。

(方針)

第3条 PTAは、前条の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 営利を目的とせず、宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係をもたない。
- (2) 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
- (3) 子どもたちの健全育成及び福祉のために活動する企業、特定非営利活動法人等の社会的諸団体と連携する。
- (4) 学校の管理及び人事には干渉しない。

(会員)

第4条 PTAの会員を正会員と準会員の二種とする。

- 2 正会員は、保護者またはこれに代わる者及び教職員とし、全て平等の権利を有する。
- 3 準会員は特に児童の教育に関心をもち、PTAの趣旨に賛同してくれる者とする。
- 4 PTAを退会する会員は、退会届を提出する。ただし、第2項に定める正会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。
- 5 PTAは任意の団体であり、その入退会は会員の意思で決められるべきものである。

(活動)

第5条 PTAは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校教育に対する理解と協力
- (2) 児童の福利・厚生・安全環境の整備および向上
- (3) 学校、家庭、地域の連携による教育活動の促進
- (4) 会員相互の教養の向上と親睦の増進
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

2. PTAの活動は、原則として総会及び理事会で協議決定された事項に基づき、会員からボランティアを募って実施し、会員相互の支え合いによって成り立つ。

(総務部)

第6条 PTAに、総務部を置く。

- 2 総務部は、会員相互の支え合いによるPTA活動が潤滑に行われるよう努める。
- 3 総務部は、PTAの事務の一切を掌握し、これを運営する。
 - (1) PTAの事務を処理するため、総務部に事務職員を置くことができる。

- (2) 事務職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- (3) 事務職員の勤務に関し必要な事項は、別に定める。

(役員)

第7条 総務部に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 総務部長 1名
 - (4) ボランティアマネージャー 2名
 - (5) 書記担当 1名
 - (6) 会計担当 1名
- 2 会長を除く役員の数、は、諸事情に応じて増減することができる。
 - 3 役員は会計監査を兼ねることはできない。
 - 4 書記担当及び会計担当は、教職員から1名ずつを選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。

- 2 任期中において、役員交代があったときは、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任を妨げない。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、PTAを代表し、会務を統括し、総会、理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
- (3) 総務部長は、会長と会務を統括し、副会長と同様の任務を遂行する。
- (4) ボランティアマネージャーは、PTA活動に参加する会員を含めたボランティアを管理し、PTA活動の活性化に務め、副会長と同様の任務を遂行する。
- (5) 広報担当は、PTAの広報及び会員等への情報提供に務める。
- (6) 書記担当は、会議の議事等要録・役員会及び理事会の報告書等を記録し一括して、その記録を保管する。
- (7) 会計担当は、PTAの総ての収支を正確に記帳し、総会において会計監査の承認を経た決算報告をする。

(会計監査)

第10条 PTAに、会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、PTAの収支について監査を行い、総会で監査報告をする。

(役員並びに会計監査の選出)

- 第11条 役員及び会計監査は、会員からの立候補並びに推薦に基づき、総務部が翌年度の候補者を選考し、総会において選出する。
- 2 総務部における選考基準は別に定める。

(相談役)

第12条 P T Aに、相談役を置くことができる。

2 相談役は会長が委嘱する。

(子どもサポート部)

第13条 P T Aに、子どもサポート部を置く。

2 子どもサポート部は、総務部と連携して、保護者と教師の相互理解を図り、家庭と学校の教育環境の向上に努める。

3 子どもサポート部は、学年毎に概ね会員5名の子どもサポーターで構成する。

4 子どもサポート部に互選により連絡係2名を置く。

(地域サポート部)

第14条 P T Aに、地域サポート部を置く。

2 地域サポート部は、総務部と連携して、概ね学校の通学区域の範囲（以下「地域」という。）において、児童の安心・安全の確保など教育環境の向上に努める。

3 地域サポート部は、地域内の町内会及び育成会等の地域諸団体と十分な連携を図り、活動するものとする。

4 地域サポート部は、地域内の町内会毎に会員2名ずつの地域サポーターで構成する。

5 地域サポート部に互選により連絡係2名を置く。

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、本会の最高議決機関である。

2 定期総会は毎年開催し、臨時総会は会員の1割以上の要請があった場合、または理事会が必要と認めた場合に開催する。

3 総会は、会員の三分の一以上（委任状による出席者を含む）の出席により成立し、出席会員の過半数の賛成で議決する。

4 総会の議長は、会長、または会長が会員から推薦するものとする。

5 総会の日時・場所及び議題は、三日前までに全会員に通知する。

(総会の任務)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会則に関する事。

(2) 会費に関する事。

(3) 予算決議に関する事。

(4) 年間の事業計画とその承認

(5) 役員・会計監査の選出。但し補充の場合を除く。

(6) その他重要な事項

(理事会)

第17条 理事会は、役員、子どもサポート部及び地域サポート部の連絡係、学校の校長、教頭、教務主任によって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、構成委員の三分の二以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会において委任された案件

- (2) 総会に提案する議案
- (3) 総務部、子どもサポート部、地域サポート部の立案した計画の審議と連絡調整
- (4) 会員からの提案・要望事項の審議
- (5) 細則・規定に関すること
- (6) 定例及び、臨時の行事を遂行するための企画・立案・実行
- (7) 緊急事項の処理

(経理)

第18条 P T Aの活動に関する経理は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 前項の会費は、会員1世帯あたり月300円(年11ヶ月徴収)とする。

3 P T Aの経理は、総て総会で認められた予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、理事会に諮り処理することができる。

(会計)

第19条 P T Aの会計は、志免中央小学校P T A会計規則（以下、「規則」という。）に基づいて処理する。

2 P T Aの予算は、総会の承認を受けなければならない。

3 P T Aの決算は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

(中央っ子未来プロジェクト及び会員交流プロジェクトに関する規定)

第20条 中央っ子未来プロジェクト及び会員交流プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）とは、企画・運営の意欲のある会員の発案と協力により実施され、会則第2条の目的及び第3条の方針に基づいた、継続を前提としない単年度完結型の行事または活動である。

2 プロジェクトの企画・立案にあたっては、活動計画書を総務部に提出し、学校と実施の是非について協議しなければならない。

3 プロジェクトの会計は、理事会にて協議し収支を報告する。

4 プロジェクト実施に伴い生じた収入から支出を控除した経費については、原則としてP T Aに寄付する。

(P T Aサークルに関する規定)

第21条 P T Aサークル（以下「サークル」という。）とは、会員の教養の向上と相互の親睦を図るため、会則第2条の目的及び第3条の方針に基づいて活動する会員で組織された集団である。

2 サークルを設立する場合は、総務部を通じて理事会に申請し、承認を得なければならない。

3 サークルの活動に要する経費は、受益者負担を原則とするが、サークルの要請に応じて、上限を設けて助成金を支給することができる。

4 その他必要な事項は別に定める。

(個人情報に関する規定)

第22条 P T Aでは個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理・保護に努める。

- 2 P T A活動の運営上必要な範囲内および、公正な方法により個人情報を取得する。
- 3 P T Aが取得した個人情報は、次の目的にのみ利用できるものとする。
 - (1) P T A運営のための連絡網
 - (2) 各種行事、講演会の案内
 - (3) P T A活動に関わる資料、書類の送付
 - (4) P T A活動に関わるアンケートや質疑応答
 - (5) その他 本会に関連する活動
- 4 個人情報は、会長が管理し、P T Aの運営上必要と認める会員にのみ配付する。
- 5 個人情報の安全な管理のため、十分なセキュリティ対策を講じるものとする。
- 6 会長及び個人情報の提供を受けた会員は、取得した個人情報を第3項に規定する利用目的以外では利用できない。
- 7 P T Aの個人情報に関する照会・相談の受付窓口は、役員とし、受付の際には会員の本人確認を行うものとする。

(細則)

第23条 この会則の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和49年5月1日より発効する。
- 2 この規約は、一部を改正し、昭和54年4月28日より発効する。
- 3 この会則は、一部を改正し、平成2年4月22日より発効する。
- 4 この会則は、一部を改正し、平成5年5月1日より発効する。
- 5 この会則は、一部を改正し、平成8年5月1日より発効する。
- 6 この会則は、一部を改正し、平成11年5月1日より発効する。
- 7 この会則は、一部を改正し、平成12年5月1日より発効する。
- 8 この会則は、一部を改正し、平成13年5月1日より発効する。
- 9 この会則は、一部を改正し、平成14年4月27日より発効する。
- 10 この会則は、一部を改正し、平成15年4月26日より発効する。
- 11 この会則は、一部を改正し、平成16年4月26日より発効する。
- 12 この会則は、一部を改正し、平成17年5月2日より発効する。
- 13 この会則は、一部を改正し、平成19年4月28日より発効する。
- 14 この会則は、一部を改正し、平成21年4月25日より発効する。
- 15 この会則は、一部を改正し、平成23年4月30日より発効する。
- 16 この会則は、一部を改正し、平成24年4月29日より発効する。
- 17 この会則は、一部を改正し、平成25年4月27日より発効する。
- 18 この会則は、一部を改正し、平成26年4月26日より発効する。
- 19 この会則は、一部を改正し、平成27年4月29日より発効する。
- 20 この会則は、全部を改正し、平成29年4月1日より発効する。
- 21 この会則は、一部を改正し、平成30年4月28日より発効する。
- 22 この会則は、一部を改正し、平成31年4月27日より発効する。
- 23 この会則は、一部を改正し、令和2年4月25日より発効する。

志免中央小学校 P T A 会計規則

(趣旨)

第1条 志免中央小学校 P T A 会則（以下、「会則」という。）第19条に定める P T A の会計に関する事務の取扱は、この規則によらなければならない。

(会計担当者の任命)

第2条 総務部に会計担当（会則第7条第1項第7号）をおき、会計担当は、予算の執行その他会計事務を司る。

(会計年度および独立の原則)

第3条 P T A の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。会計年度における支出はその年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(総計予算主義の原則)

第4条 一会計年度における一切の収入および支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(会計の区分)

第5条 P T A の会計の区分は、一般会計、特別会計及び周年行事積立金会計とする。

(収支予算の区分)

第6条 収支予算は収入にあつては、その性質に従って収入費目に区分し、支出にあつてはその目的に従ってこれを予算費目に区分しなければならない。予算費目の改廃ならびに支出予算費目の間における金額の流用については理事会の承認を得なければならない。

(特別会計の取扱いに関すること)

第7条 特別会計は、一般会計の繰越金の一部を繰り入れ、会費以外の収入をもって充てる。

2 特別会計は、教育環境整備、児童活動の支援、周年行事、P T A 活動の補助等に使用する。

3 特別会計の運用については、理事会にて承認を得て総会に報告する。

4 特別会計の会計監査については、一般会計と同じとする。

(周年行事積立金会計の取扱いに関すること)

第8条 周年行事積立金会計は、一般会計の繰越金の一部を繰り入れ、会費以外の収入をもって充てる。

2 学校の周年行事に関わる経費への補助等に使用する。

3 周年行事積立金会計の運用については、理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

4 周年行事積立金会計の会計監査については、一般会計と同じとする。

(会員及び児童に関する弔慰規定)

第9条 弔慰に関する事項は、別表(弔慰規定)により支出する。

2 別表に定めのない事項で、近隣及びPTAと密接な関係機関で発生した弔慰事項等については、総務部で協議の上弔慰金を支出、又は弔電を送り、理事会へ報告する。

〈別表 弔慰規定〉

摘 要			金 額	備 考
児童・保 護者	児 童	死 亡	10,000 円	会葬(会長及び副会長1名)
		重傷病	5,000 円	見舞(会長又は副会長1名)※入院2週間以上
	保護者	死 亡	10,000 円	会葬(会長及び副会長1名) ※役員の場合は他の役員
	初 盆		5,000 円	仏参り(会長又は副会長1名)
教職員	本 人	死 亡	10,000 円	会葬(会長及び副会長1名)
		初 盆	5,000 円	仏参り(会長又は副会長1名)
	配偶者	死 亡	5,000 円	会葬(会長及び副会長1名)
	一親等	死 亡	5,000 円	会葬(会長及び副会長1名)
児童・保護者・職員の災害等			理事会でその都度協議	

(役員等の報酬)

第10条 会則第7条第1項各号に定める役員等の報酬(年額)は、次の通りとする。

(1) 会長 25,000 円

(2) 副会長 15,000 円

(3) 総務部長 15,000 円

(4) ボランティアマネージャー 15,000 円

2 会則第13条3項及び第14条第4項に定める子どもサポーター及び地域サポーターの報酬(年額)は、1,500 円とする。

3 会則第13条第4項及び第14条第5項に定める連絡系の報酬(年額)は、4,000 円とする。

(予備費)

第11条 予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上することができる。

(決算)

第12条 会長は会計年度毎に決算し、会計監査委員の監査に付し、その意見を受けて総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第13条 各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(現金の預金)

第14条 金銭は確実な金融機関に預け入れるものとする。

(一時借入金)

第15条 会長は収支予算の支出をするため当該予算の範囲の一時借入金を借り入れることができる。

(出納の閉鎖)

第16条 P T Aの出納は翌年4月30日をもって閉鎖する。

(会長権限の一部委任)

第17条 会長は当該年度支出予算の執行に関する権限を学校長に委任することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月27日に一部を改正し施行する。

この規則は、令和4年5月21日に一部(第7条2項)を改正し施行する。

令和4年度 志免中央小学校PTA運営方針

1. 基本方針

本校PTAは、「子どもたちが成長する三つのステージ、学校・家庭・地域の連携（絆）を橋渡しする団体」をめざし、志免中央小学校の応援団として、そして子どもたちの為に地域で活躍する全ての人たちと連携し、結果として子どもたちの健やかな育成環境を創り上げる為の活動に取り組む。

2. 組織運営について

- (1) 価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢に対応した柔軟な組織運営
- (2) ムリ・ムダを省きコンパクトで能率的な組織運営
- (3) 会員にとって、地域にとって関係するすべての人に分かりやすい組織づくり

3. PTA活動について

全てのPTA活動は、「できる事を、できる時に、できる人が」を基本コンセプトに、会員からボランティアを募集し、自由意志により参加した会員相互の支え合いによって活動します。

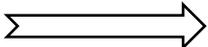
〈PTA活動指針〉

- 一、活動は、全ての会員の参加を前提とせず、集まった会員の人数の範囲内で実行し、集まらないなら、その活動はやらない。
- 一、活動は、全て継続を前提としない単年度完結型とし、活動後は、必ずその成果と問題点を検証することで改善する。
- 一、活動を通して会員は、楽しさ、おかしさ、面白さ、を心いくまで追求する。
- 一、全ての活動は、会員同士、会員と子どもの交流を深めるものであること。
- 一、活動は、外部団体（人材）との連携・協力を強化して実行する。

志免中央小学校PTAは、

「よりシンプルに より分かりやすく より楽しく」

次のステージを目指します！！

Shime Chuo sho PTA NEXT 

4. 予算執行について

子どもたちの教育環境（学校・家庭・地域）の改善に向けて、限られた予算の範囲内で可能な限り効率的な執行と経費削減に努める。

令和4年度は下記の3項目において重点的に予算措置を行う。

重点項目	1. 家庭教育力の向上	2. 児童の安全・安心の確保	3. 会員交流の充実
重点化の視点	<p>子どもたちの「生きる力」を育む変化の激しい社会において子どもたちが困難を乗り越え未来に向けて進む希望や生きる力を培うための活動を、<u>学校・家庭・地域で連携して実施する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣や生活能力 ・自制心や自立心 ・豊かな情操 ・他人に対する思いやり ・社会的規範意識 	<p>道路歩行中の事故が多いと言われている登下校時間（14～17時）における安全・安心の確保</p> <p>いざという時に命を守るための適切な行動がとれるよう、防災意識を高める活動を行い、実践的な知識と技術を得る</p> <p>児童が健康かつ安全に学校生活を送れるよう保健衛生費の拡充</p>	<p>会員同士が気軽に、フランクに情報交換できるような場（機会）づくり</p>
取組みの工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童期における基本的な生活習慣の重要性を啓発（早寝早起き朝ごはん） ・ 子どもたちが達成感を味わうことができる体験活動 ・ 家庭、学校が連携した夏休み等長期休暇の過ごし方に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域住民、地元企業、志免町役場、警察署等と連携した</u>下校時の見守り体制の構築 ・ 登下校中の事故防止に関する会員保護者への啓発 ・ 防災教育に特化した事業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サークル活動の促進と横展開 ・ 授業参観後の時間の有効活用
主な関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 ○各サポート部・サークル通信によるPTA活動の発信 ○中央っ子未来プロジェクト（チャレンジ体験） ○あいさつ運動 ○地域集会・地域交流会 ○各種研修会・講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校指導 ○子ども110番の家協力要請 ○自転車講習会 ○地域集会・地域交流会 ○中央っ子未来プロジェクト（避難所訓練） ○春の通学路ウォークラリー ○クレバリン等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 ○会員交流プロジェクト（花植え活動等） ○PTAサークル

令和4年度 年間活動予定

	県・区・町P関係	役員会	総務部	地域	子ども	各種プロジェクト
4月	【区P】新旧役員会 【県P】会長副会長研修	21 第1回 役員会	12 入学式出席 21 第1回 役員会 23 中央っ子を守る会 23 PTA説明会	第1回会議 23 CS説明会		各種年間募集 開始
5月	【区P】総会 【町P】新旧常任		Web 定期総会		第1回会議	【おやじ】決起集会 【おやじ】運動会協力 【環境V】土作り
6月	【町P】総会・拡大常任委員会 【県P】総会 【町P】第1回常任	16 第2回 役員会	学校評価委員会	各地域 地域集会（必要地域）	学級懇談会	【環境V】前期花植え 【おやじ】中庭 池掃除
7月	【町】同和問題講演 【県P】人権教育研修 【町P】副会長会		未定 青少年問題協議会			
8月	【区P】単P 会長会	25 第3回 役員会			第2回会議	
9月	【町P】第2回常任 【町P】教育講演会 【町P】親睦球技大会		10 中央っ子を守る会	自転車講習会 未定 (家庭教育ミニ講座)	学級懇談会	
10月	【九P】九州ブロック研修大会	20 第4回 役員会			修学旅行説明会	【環境V】土作り
11月			12 中央っ子を守る会			【環境V】花植え
12月		15 第5回 役員会		第2回会議	学級懇談会 餅つき前日準備 餅つき大会	【おやじ】餅つき前日準備 【おやじ】餅つき大会
1月			21 中央っ子を守る会	新入生保護者説明会	第3回 会議	
2月	【町P】会長会	2 第6回 役員会		地域別 保護者交流会 (併 役員決め)	学級懇談会 子サボ主催 PTAミニ講座	
3月		2 第7回 役員会	卒業式出席 PTA会計監査	上旬 第3回会議 名簿確認等 (新旧サポーター) 新一年通学路ウォークラリー	第4回会議	

令和4年度 志免中央小学校PTA 予算案

＜一般会計＞

収入の部

令和4年4月 単位:円

費 目	令和4年度 予算額	令和3年度 予算額	増 減	
繰越金	3,154,520	2,437,973	716,547	
会 費	2,244,000	2,475,000	-231,000	300円×10ヶ月×(世帯数694+教員数54)
補助金・その他	50,000	50,000	0	区制度運営費・受取利息
合 計	5,448,520	4,962,973	485,547	

支出の部

費 目	令和4年度 予算額	令和3年度 予算額	増 減	備 考
会議費	199,000	200,000	-1,000	総会運営費150,000円、理事会15,000円 各部会議30,000円 会議会計監査執行4,000円
事務費				
消耗品費	60,000	60,000	0	事務用品全般
印刷費	250,000	250,000	0	印刷機リース・保守点検・インク PCインク・コピー用紙
通信費	60,000	60,000	0	HPLレンタル料・PTA電話契約料・ウイルス対策
委託料	100,000	100,000	0	運動会警備等外部委託料
事務員委託料	300,000	300,000	0	学校稼働日：基本週2回 4時間勤務
報償費(手当)	190,000	190,000	0	○役職手当：116,000円 会長：25,000円 副会長：15,000円×2名 総務部長：15,000円×1名 ボランティアマネージャー：10,000円×3名 【サポーター連絡係：16,000円(上記+4,000円×4名)】 ○子どもサポーター：45,000円(1,500円×5名×6学年) ○地域サポーター：24,000円(1,500円×16名) ●招待給食給食費 5,000円
慶弔・渉外費	50,000	50,000	0	香典、弔電、見舞金、外部団体等との連絡調整
分担金				
傷害保険	120,000	120,000	0	傷害保険料(160円×(世帯数-減免))
負担金	300,000	300,000	0	地区P負担金 地区P総会 地区P常任 町P負担金 町P常任 県P新聞代
児童奨励費	190,000	190,000	0	卒業記念品：卒業証書入
児童保健費	200,000	200,000	0	クレベリンスプレー・マスク等 インフルエンザ等対策
調査研究費	100,000	100,000	0	各種PTA研修会参加費
活動費				
子どもサポート部	240,000	240,000	0	学級懇談150000/事務費5000/給食試食会5000円 /外部講師招喚20000/サポート部裁量経費60000
地域サポート部	195,000	195,000	0	地域集会 80000/交流会40000/事務費5000/ 自転車講習会10000/サポート部裁量経費60000
PJ経費	300,000	300,000	0	会員交流50,000・中央っ子未来PJ100,000 チャレンジPJ150,000
サークル活動費	300,000	300,000	0	サークル活動費190,000・事務費10000
周年事業積立金	75,000	75,000	0	(700世帯+50教員数)×100円
予備費	2,219,520	1,732,973	486,547	会費引き下げに伴う繰越金減少に備える
合 計	5,448,520	4,962,973	485,547	

<特別会計>

収入の部

令和4年4月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
定期	繰越金	2,011,968	来年度周年行事積立金へから振替可能か否か総会審議
	預金利息		
合計		2,011,968	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	

<周年行事積立金会計>

収入の部

令和4年4月 単位:円

口座名	費目	金額	備考
普通	繰越金	681,759	来年度予算特別会計から振替可能か否か総会審議
	預金利息		
	周年積立金	75,000	100円×(P:700 + T:50) 一般会計より
合計		756,759	

支出の部

費目	金額	備考
	0	
合計	0	